富山大学医学部基金寄附申込書

国立大学法人富山大学医学部長　殿

　　 下記のとおり、富山大学医学部基金へ寄附いたします。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 寄附申込年月日 | | 令和　　　年　　　月　　　日 |
| 寄  附  申  込  者 | 区　　分 | * 法人　・　団体等 |
| □ 個人（本学との関係について、おたずねします。）  □在学生・卒業生・修了生  入学・卒業・終了年月日（昭和・平成・令和　　　年　　　月）  在籍学部・研究科（　　　　　　　　　　学部　　　　　　　　　学科）  　　　　　　　　（　　　　　　　　　　研究科・教育部）  　　□在学生・卒業生・修了生の家族  入学・卒業・終了年月日（昭和・平成・令和　　　年　　　月）  在籍学部・研究科（　　　　　　　　　　学部　　　　　　　　　学科）  　　　　　　　　（　　　　　　　　　　研究科・教育部）  　　□元教職員  　　　　□　教員　　□　事務系　　□　技術系　医療技術系  　　□役員・教職員（所属；　　　　　　　　　職名；　　　　　　　　　　）  　　　　□　教員　　□　事務系　　□　技術系　医療技術系  　　□一般の方 |
| （ふりがな） |  |
| 氏　　名 | （法人・団体等にあっては、法人等名、代表者職・氏名をご記入ください。） |
| 住　　所 | 〒　　　　　－ |
| 電話番号 | （　　　　　　　　）－（　　　　　　　　）－（　　　　　　　） |
| e-mailアドレス |  |
| 寄附金額 | | 金　　　　　　　　　　　　　円也 |
| 寄附の目的 | | 富山大学医学部基金に寄附する。 |
| ご芳名の開示 | | 寄附者のご芳名又は法人名等を大学ウェブサイト、広報誌等及び学内掲示物への  掲載について  （銘板掲示は、個人５万円以上、法人・団体等１０万円以上のご寄附をいただい方）   * 希望する　　　□　希望しない |
| ご意見等 | |  |

**【注意事項】**

* **個⼈情報の取扱いについて**

寄附者の個⼈情報（⽒名、住所、電話番号）については、寄附⾦の受⼊⼿続きの⽬的で使⽤するものであり、この⽬的以外に本⼈の同意なく使⽤し、⼜は第三者へ提供することはありません。

* **寄附者のご芳名⼜は法⼈名等をウェブサイト、広報誌等で公開することについて**

富⼭⼤学では、本基⾦へご寄附いただいた皆様に謝意を表すため、ご芳名⼜は法⼈名等（匿名希望の⽅を除く。）をウェブサイト、広報誌等及び学内掲示物に掲載し、富⼭⼤学の歴史に残させていただきます。

* **独⽴⾏政法⼈等の保有する情報の公開に関する法律に基づく開⽰請求に対する本件情報の開⽰について**

富⼭⼤学では「独⽴⾏政法⼈等の保有する情報の公開に関する法律（情報公開法）」（平成 13 年 12 ⽉５⽇法

律第 140 号）第５条の規定に基づき、外部からの開⽰請求に応じて、寄附に関する情報を公開しております。寄附者のご芳名⼜は法⼈名、富⼭⼤学医学部基⾦にご寄附いただきました寄附⾦については、開⽰請求あれば

公開されることになりますので、あらかじめご了承ください。（匿名希望の個⼈のご芳名については、個⼈情報

保護の観点から⾮公開とさせていただきます。）

# **【税制上の優遇措置】**

富⼭⼤学への寄附⾦については、税制上の優遇措置が受けられます。

本学が発⾏する「寄附⾦受領証明書」を添えて、確定申告により⼿続きをお取りください。なお、「寄附⾦受領証明書」は、寄附⾦の⼊⾦を確認させていただいた後にお送りいたします。

* **個⼈からのご寄附に対する措置**

寄附⾦額が２千円を超える場合、その超えた⾦額が当該年の所得から控除されます。ただし、寄附⾦の額が総所得の 40％を上回る場合は、40％が限度となります。（所得税法第 78 条第２項第２号）

※ 1

所得税の軽減額＝（寄附金額 ※ 1 － 2,000 円）×所得税の税率

総所得額の 40％を限度

さらに、寄附された翌年の１⽉１⽇に富⼭県内にお住まいの⽅は、県⺠税及び市町村⺠税の寄附⾦税額控除を受けることができます。２千円を超え総所得額の 30％までの寄附⾦額に対し、県⺠税は４％、市町村⺠税６％を乗じた額が控除されます。（富⼭県税条例、県内市町村税条例で指定されています。）

富⼭県以外にお住まいの⽅は、それぞれお住まいの都道府県及び市町村により取扱いが異なりますので、お問合せ願います。

※ 2

個人住民税の軽減額

・県 民 税＝（寄附金額 ※ 2 － 2,000 円）×４％

・市町村税＝（寄附金額 ※ 2 － 2,000 円）×６％

総所得額の 30％を限度

* **法⼈等からのご寄附に対する措置**

寄附⾦の全額を損⾦算⼊することができます。（法⼈税法第 37 条第３項第２号）

* **法⼈・団体等の皆様へのお願い**

今後の事務連絡（「富⼭⼤学医学部基⾦振込⽤紙」等送付）のため、以下にご記⼊ください。

* + 担当部署、担当者の連絡先

・担当部署名；

・担当者⽒名；

・電 話 番 号；

・e-mail ｱﾄﾞﾚｽ；

* + 「富⼭⼤学医学部基⾦振込⽤紙」等の送付先（下記のどちらかにレをご記⼊ください。）
    - 富⼭⼤学医学部基⾦振込⽤紙等は寄附申込者（代表者）宛に送付
    - 富⼭⼤学医学部基⾦振込⽤紙等は上記の担当者宛に送付

**【お問合せ先】**

富⼭⼤学杉谷地区事務部総務課　医学部基⾦担当

〒 930-0194

FAX：076-434-1463

TEL：076-434-7007

富山県富⼭市杉谷 2630

E-mail：kifuiga@adm.u-toyama.ac.jp